

「特別警報」「暴風警報」発令時における本園の対応について

台風や低気圧の接近等によって、「岐阜市」に「特別警報」（暴風以外であっても）又は「暴風警報」が発令されたとき、本園は次のように対応することとします。

1 午前6時30分前に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合

- 「特別警報」「暴風警報」が解除されるまでは、自宅待機とします。
- 「特別警報」「暴風警報」が解除された場合

「特別警報」「暴風警報」の状態	保育所（園）等の対応
午前6時30分までに解除された場合	平常どおり 保育を行う
午前6時30分を過ぎて午前10時30分までに解除された場合	解除の1時間後 から保育を行う 給食は実施
午前10時30分を過ぎて正午までに解除された場合	午後1時から 保育を行う 給食は中止 （家庭で食事を済ませてから登所（園）してください）
正午を過ぎて解除された場合	解除の1時間後 から保育を行う 給食は中止 （家庭で食事を済ませてから登所（園）してください）

2 保育時間中に「特別警報」が発令された場合

ラジオ・テレビ放送、インターネット、防災行政無線等を活用して災害に関する気象、その他の状況把握に努め、「保育所（園）等での待機」、「避難所への避難」、「保護者への引渡し」等児童の安全を最優先にした措置をとります。

3 保育時間中に「暴風警報」が発令された場合

- ・子ども保育課より指示がない限り、平常どおり保育を行います。
- ・保育することが危険であると予測される場合は、子ども保育課と協議の上、保育を中止し、保護者に児童の迎えを緊急メール、電話などをお願いします。

4 大雨、洪水、大雪等の警報が発令された場合

- ・平常どおり保育を行います。
- ・保育することが危険であると予測される場合は、子ども保育課と協議の上、自宅待機や保育中止とします。その場合は緊急メール等でお知らせします。

5 台風の接近（岐阜市への直撃）が予測される場合（JR東海・名鉄が運休となる場合など）

台風が岐阜市へ接近すると予測される日の前日に、休園の決定をすることがあります。その場合、前日に保護者配信メール等でお知らせします。

（休園を決定した場合は、当日に警報等が発令されていない場合でも休園となります）